

# 社会福祉法人大分市福祉会評議員等報酬規程

## （目的）

第1条 この規程は社会福祉法人大分市福祉会（以下当法人という）定款、第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下役員等とする）の報酬等について定めるものとする。

## （報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務状態に応じて次のとおり報酬を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。但し退職慰労金は支給するものとする。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円滑に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

## （常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬等については、別表1に定める額

(2) 賞与については、別表2に定める額

(3) 退職手当については、別表3に定める算式により算定される額

(4) 通勤手当については、職員給与規則規定に準ずる額

## （非常勤役員等の報酬の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については別表4に定める額

(2) 非常勤役員に対する退職慰労金については、別表5に定める算式により算出される額

(3) 非常勤役員等が職務の為に出張したときは、当法人の旅費規則に基づき旅費を支給する。

## （当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね職員給与を支給している役員に対しては本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

## （報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。但しその日が休日に当たるときは当法人給与規

定に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。又銀行振込等の申し出があった場合は指定の口座に振り込むこととする。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等にまで任した者には、その日から支給する。

2 常勤役員等が退職し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡において退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 評議員選任・解任委員会委員及び、運営協議会委員の報酬については別表6に定める額とする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年4月1日より施行する。

附則 この規程は令和元年6月1日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬の額)

役員名	報酬の額
理事長	220,000 円 / 月
常務理事 (業務執行)	200,000 円 / 月
理事	170,000 円 / 月
	常勤の理事長または常務理事のいずれかを置く場合、他の理事は非常勤とする

別表 2 常勤役員の前払

支給月	
6 月	報酬月額 × 2.1
12 月	報酬月額 × 2.4

別表 3 常勤役員の前払手当等

算定式 最終月額報酬 × 在任年数 × 0.1

在任年数は、1 年を単位とし、端数は月割とする

但し、1 ヶ月未満は 1 ヶ月に切り上げる

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

評議員 理事 監事	額
① 定時評議員会・理事会・監事会への出席 (1 回につき)	1 回につき 7,000 円 但し、医師・弁護士・公認会計士 (税理士を含む)・ 大学教授 (助教授を含む) については、専門性に鑑 み 1 回につき 10,000 円
② 上記以外の法人及び施設業務のための出勤	

理事長	額
定時評議員会への出席及び 理事会	10,000 円 / 回

別表 5

非常勤役員の前払慰労金の額

5,000 円 × 役員在任年数

別表 6

評議員選任・解任委員 運営協議会	額
① 評議員選任・解任委員会、運営協議会への出席 (1 回につき)	1 回につき 4,000 円
② 上記以外の法人及び施設業務のための出勤	